

## 第1章 計画の策定に当たって

### 1 計画策定の趣旨

栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加など、食をめぐる様々な問題に対応するため、平成17年(2005年)6月に「食育基本法」が制定され、平成18年(2006年)に「食育推進基本計画」が策定されました。

これを受け、本県においても、県民が生涯にわたって健全な心身を培い豊かな人間性を育てていくため、「やまぐち食育推進計画」(平成19年(2007年)3月)及び「第2次やまぐち食育推進計画」(平成24年(2012年)3月)を策定し、国や市町、様々な関係団体等と連携した食育を推進してきました。

しかしながら、近年、高齢者単独世帯やひとり親世帯の増加による家庭状況の変化や、特に若い世代における食生活、食文化の継承など、食をめぐる課題は依然として多く、今後も継続した取組が重要であることから、平成28年(2016年)3月、国において、「第3次食育推進基本計画」が作成されました。

このような中、「第3次食育推進基本計画」を踏まえ、朝食の欠食や栄養バランスへの配慮などの食に関する様々な課題に的確に対応し、本県の食育を総合的かつ計画的に推進するため、「第3次やまぐち食育推進計画」を策定するものです。

### 2 計画の位置付け

この計画は、県が「食育」に関する施策を進めていく上での基本的な指針とするとともに、食育基本法第17条に規定する「都道府県食育推進計画」として位置付けます。

### 3 計画の期間

計画期間は、平成29年度(2017年度)から平成33年度(2021年度)までの5年間とします。

ただし、計画期間終了前であっても、必要に応じて見直しの必要性や時期等について、適時適切に検討することとします。